

諮問事項

和光市介護保険条例等の一部を改正する条例（案）について

平成30年 5月21日

和光市長寿あんしん課

平成30年度第1回介護保険運営協議会資料 No.2

諮問事項

和光市介護保険条例の条例の一部改正について（案）

1 改正の趣旨

介護保険法施行令等の一部を改正する政令（平成30年政令第56号）が公布されたことにより、和光市介護保険条例を改正する。

介護保険の自己負担割合及び高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定基準となる合計所得金額について、税法上にもうけられている控除の仕組みである長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除の額等を勘案する。

2 改正の内容

長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額を控除する見直し

（第7条第1項第6号関係）

介護保険制度においては、第1号被保険者の保険料段階判定に所得を測る指標として合計所得金額を用いている。この合計所得金額は、土地を譲渡した場合に生じる売却収入等に対する税法上の特別控除が適用されていないため、被災地の防災集団移転促進事業や土地収用等で土地等を譲渡した場合、譲渡した年の翌年の所得が急増し、介護保険に係る自己負担額が高額になる場合がある。

土地の売却等には災害や土地収用等を含む本人の責めに帰さない理由による場合もあることから、そのような土地の売却収入等を所得としてとり扱わないこととするよう、介護保険の自己負担割合及び高額介護（予防）サービス費の所得段階の判定に現行の合計所得金額から租税特別措置法（昭和32年法律第26号）に規定される長期譲渡所得又は短期譲渡所得に係る特別控除額（※）を控除して得た額を用いることとする。なお、本改正の施行は平成30年4月1日の施行のところ、特例措置のため平成29年4月1日附則改正を行ったところだが、介護保険施行令の改正が公布されたことに伴い、施行日に改正を行う。

※具体的には以下の(1)～(7)となる。

(1)収用返還等のために土地を譲渡した場合の5,000万円（最大）

(2)特定土地区画整理事業や被災地の防災集団移転促進事業等のために土地等を譲渡した場合の2,000万円（最大）

(3)特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の1,500万円（最大）

(4)農地保有の合理化等のために農地を売却した場合の800万円（最大）

(5)居住用財産を譲渡した場合の3,000万円（最大）

(6)特定の土地（平成21年及び平成22年に取得した土地等であって所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合の1,000万円（最大）

(7)上記1から6のうち2つ以上の提供を受ける場合の最高限度額5,000万円（最大）

3 施行期日

平成30年8月1日

議案第40号

和光市介護保険条例の一部を改正する条例を定めることについて

和光市介護保険条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

和光市介護保険条例の一部を改正する条例

和光市介護保険条例（平成12年条例第25号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（保険料率） 第7条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5)（略） (6) 次のいずれかに該当する者 68,970円 ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第22条の2第2項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略）	（保険料率） 第7条 平成30年度から平成32年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。 (1)～(5)（略） (6) 次のいずれかに該当する者 68,970円 ア 当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額（地方税法（昭和25年法律第226号）第292条第1項第13号に規定する合計所得金額をいい、租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下同じ。）が120万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの イ（略）

附 則

この条例は、平成30年8月1日から施行する。

平成30年5月31日提出

和光市長 松本 武洋

提 案 理 由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。